

JIS

電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）— 第3部：定期試験

JIS C 1509-3 : 2019
(IEC 61672-3 : 2013)
(INCE/J/JSA)

平成 31 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊 藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩 淵 幸 吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内 田 富 雄	一般財団法人日本規格協会
	江 崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	住 谷 淳 吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高 村 里 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田 中 一 彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋 爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平 田 真 幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	水 本 哲 弥	東京工業大学
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.3.20

官 報 公 示：平成 31.3.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本騒音制御工学会

(〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-12-6 麹町グリーンビル TEL 03-5213-9797)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 試験のための供試品	2
4 適合性	3
5 事前検査	3
6 電源	3
7 環境条件	4
8 試験の一般要求事項	4
9 音響校正器	4
9.1 一般	4
9.2 事前に確認する事項	5
9.3 試験に関する事項	5
9.4 音響校正器の校正	5
10 校正点検周波数における指示値	5
11 自己雑音	5
11.1 マイクロホン装着時の自己雑音	5
11.2 電気信号入力装置置換時の自己雑音	6
12 周波数重み付け特性の音響信号による試験	6
13 周波数重み付け特性の電気信号による試験	8
14 1 kHz での周波数重み付け特性及び時間重み付け特性	9
15 連続動作時の安定性	9
16 基準レベルレンジにおけるレベル直線性	9
17 レベルレンジ切換器を含むレベル直線性	10
18 トーンバースト応答	10
19 C 特性ピークサウンドレベル	11
20 過負荷指示	11
21 高レベル入力に対する安定性	12
22 作成文書	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本騒音制御工学会（INCE/J）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 1509 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 1509-1 第 1 部：仕様

JIS C 1509-2 第 2 部：型式評価試験

JIS C 1509-3 第 3 部：定期試験

電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）— 第3部：定期試験

Electroacoustics—Sound level meters—Part 3: Periodic tests

序文

この規格は、2013年に第2版として発行されたIEC 61672-3を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、クラス1又はクラス2の時間重み付けサウンドレベルメータ、積分平均サウンドレベルメータ及び積分サウンドレベルメータの定期試験の手順について規定する。この規格の目的は、全ての試験機関が一致した方法を用いて定期試験を行うことである。

注記1 この規格は、特に規定がない場合、JIS C 1509-1:2017及びJIS C 1509-2:2018を参照する。

注記2 JIS C 1509-1:2005の規定事項に適合するように設計したサウンドレベルメータの定期試験手順は、IEC 61672-3:2006を用いる。

定期試験の目的は、試験が行われた環境条件下で、限定された主要な試験項目についてサウンドレベルメータの性能がJIS C 1509-1:2017の要求事項に適合していることをサウンドレベルメータの使用者に示すことである。

この規格は定期試験に必要な最小限の項目を規定する。

この規格に規定する定期試験は、次に適用する。

- 製造業者がJIS C 1509-1:2017の仕様に適合する旨を宣言しているサウンドレベルメータ
- 型式評価に責を負う試験機関によってJIS C 1509-2:2018の試験手順に従って型式評価試験に合格したサウンドレベルメータ。ただし、合格していないサウンドレベルメータにも適用できる。

定期試験の範囲及び試験項目の数が限定されているため、この規格に規定する全ての試験に合格しても、型式評価試験に合格していることが示されていない場合には、サウンドレベルメータのJIS C 1509-1:2017の要求事項に適合していると一般的に結論付けることはできない。

注記3 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61672-3:2013, Electroacoustics—Sound level meters—Part 3: Periodic tests (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの